

令和4年(ワ)第70号 妨害予防請求事件

原告 中国電力株式会社

被告 上関原発を建てさせない祝島島民の会

被告準備書面(4)

令和5年11月13日

山口地方裁判所岩国支部 御中

被告代理人弁護士 中 村

中分
弁護士
覺

同 田 畑 元

中分
弁護士
覺

同 山 本

中分
弁護士
覺

同 古 本 武

中分
弁護士
覺

同 石 森 雄 一

中分
弁護士
覺

1 公有水面埋立権に基づく妨害予防請求は権利の濫用である

被告は、公有水面埋立権に妨害予防請求権があることを争うものであるが、仮に公有水面埋立権に妨害予防請求権があったとしても、本件において、原告がこれを行使することは以下に述べる理由により、権利の濫用であるから許されない。

2 山口県知事からの要請による埋立工事の凍結

原告が山口県知事より公有水面埋立免許を受けたのは、平成20年10月22日であるが、その後平成23年3月11日に東京電力福島第一原発事故が発生し、我が国の原子力政策は大きく転換された。すなわち、同事故以降、原子力発電所の新增設はすべてストップし、同事故前に原告が行っていた本件発電所の原子炉設置許可申請についても、10年以上原子力規制委員会において審査会が開催されていない。このような状況を踏まえて、山口県知事は、原告に対し、公有水面埋立免許の期限の伸長許可をする一方で、「発電所本体の着工時期の見通しがつくまでは、埋立工事を施行しないこと」を要請し（乙2、3）、原告もこれに従って、現在まで埋立工事を施行していない。このように、原告の有している公有水面埋立権は、直ちに工事を実行することができない権利、施行できる時期の見通しが立たない権利、いわば「無期限に凍結された」権利である。

3 原子力規制委員会との相談、協議のない海上ボーリング調査

原告によれば、本件海上ボーリング調査については、「原子力規制委員会との間で、相談、協議を行い、指示を受けた事実はない」（原告準備書面1の7頁）とされている。

しかしながら、本件海上ボーリング調査の目的は、「発電所敷地内の断層の活動性評価について」データを取得しようとするものであり、活断層評価は、原子力発電所の地震に対する安全性に関わる事項として、新規制基準の中でも極めて重要な審査の対象とされている事項である。すでに原子炉設置許可申請をしている原告としては、同申請の審査を担当する原子力規制委員会との間で、海上ボーリング調査の場所、規模、方法等について、綿密な協議をした上で調査を実施すべき

であり、原子力規制委員会との間で、何の相談、協議もないまま、原告だけの判断で、海上ボーリング調査を実施することは、本来あり得ないことである。仮に原告が行った海上ボーリング調査の結果について、後日原子力規制委員会から不備や不足を指摘された場合、原告は原子力規制委員会の指示に従って、改めて再度の海上ボーリング調査を実施せざるを得ない。したがって、原子力規制委員会との間で、相談、協議を一切行わないまま行われる本件海上ボーリング調査は、原子炉設置許可申請に関して、活断層評価のデータを取得するという目的上、不適切な調査方法であり、現段階で原告がこれを実施する必要性は乏しいものである。

4 原子力発電所本体の着工の見通し

原子力発電所の新增設については、福島第一原発事故以来ストップされた状況が続いていたが、令和5年2月10日岸田内閣が閣議決定した「GX実現に向けた基本方針」(乙10)の中で、原発の新增設に言及された。しかしその内容は、廃炉になった原発について、その敷地内で次世代型の革新炉への建替えを検討するというもので、本件発電所のように完全な新設の原子力発電所については、具体的な方針を示す言及はされなかった。上記の「次世代型革新炉」は、その実用化にはなお長期間を要するとされており、本件発電所のような完全な新設については、全く見通しが立たないというのが実情である。

したがって、少なくとも現時点では、今後原告が行った原子炉設置許可申請について、審査会が開催されて同申請が許可される見通しはなく、山口県知事の前記要請が解除される見通しもない。

このように本件海上ボーリング調査は、本件発電所本体の着工の見通しが全く立たない状況下で、なぜか海上ボーリング調査だけを突出させて実施しようとしているものである。

5 使用済核燃料の中間貯蔵施設の調査の申し入れ

令和5年8月2日、原告は本件は発電所の立地自治体である上関町に対し、同町内の原告所有地に、使用済核燃料の中間貯蔵施設を建設するための調査を実施したい旨を申し入れた（乙8）。原告の説明によれば、同調査では、文献調査とボーリング調査を実施するとされている。上述したとおり、本件海上ボーリング調査が、①発電所本体の着工の見通しが立たない状況下で、海上ボーリング調査だけを突出させて行おうとしているものであること、②原子力規制委員会との間で何ら相談、協議も経ないで行おうとしているものであること等の事実に照らして考えると、本件海上ボーリング調査は、原子炉設置許可申請に必要なデータを取得する目的で行われる調査ではなく、真実は使用済核燃料の中間貯蔵施設の建設に必要な活断層に関するデータを取得する目的で行われる調査である疑いが濃厚である。そうすると、本件海上ボーリング調査は、公有水面埋立権とは何の関係もない調査となる。

6 祝島の漁民の自由漁業の権利

祝島の漁民らは、原告が妨害予防請求をしている海域において、自由漁業を行う権利を有しており、同海域に船舶を進入させることができなくなれば、祝島の漁民らの自由漁業の権利が侵害されることは明らかである。

以上第2項から第6項で述べた事情に照らして考えると、原告が公有水面埋立権に基づく妨害予防請求として、原告の主張する海域への祝島の漁民らの船舶の進入を禁止することは、著しく正義公平に反するものであるから、権利の濫用として許されない。